

秋田県労働委員会年報

令和2年度

(第56号)

秋田県労働委員会事務局

は し が き

この年報は、令和2年度に秋田県労働委員会が取り扱った事件等の処理状況や委員会の活動状況を収録したものです。

当委員会が取り扱う事件は、件数から見ると少ない数ですが、その内容は複雑化し、解決に向けては常に慎重な対応が求められております。これからも、先例や判例等の研究・研鑽に努めるとともに、法令に準拠し、的確に事件の解決を図り、健全な労使関係の確立に資するよう努めてまいります。今後とも、関係者の皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

この小冊子が、日頃労使関係に携わり、あるいは関心を寄せられている方々の御参考になれば幸いです。

令和3年5月

秋田県労働委員会

事務局長 岡崎 佳治

目 次

第1章 労働委員会の組織	-----	1
第1節 秋田県労働委員会委員（第44期）	-----	1
第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者	-----	2
第3節 事務局職員	-----	2
第2章 活動状況	-----	3
第1節 会議	-----	3
1 総会	-----	3
2 公益委員会議	-----	9
3 連絡会議	-----	10
4 研修	-----	14
第2節 不当労働行為事件の審査	-----	15
第3節 不当労働行為事件の再審査	-----	20
第4節 行政訴訟	-----	20
第5節 労働組合の資格審査	-----	20
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示	---	21
第7節 労働争議の調整等	-----	23
1 調整事件	-----	23
2 公益事業の争議行為予告及び実情調査	-----	31
3 公益事業以外の労働争議の実情調査	-----	31
4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表	-----	34
第8節 個別労働関係紛争のあっせん	-----	36
1 概要	-----	36
2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表	-----	40
第9節 労働委員会活性化に向けた取組	-----	42

第 1 章 労働委員会の組織

第1章 労働委員会の組織

第1節 秋田県労働委員会委員（第44期）

（任期 令和2年12月1日～令和4年11月30日）

区分	氏名	現職	就任年月日
公益委員	(会長) 湊 貴美男	弁護士	平成12年12月1日 34期～
	(会長代理) 赤坂 薫	弁護士	平成12年12月1日 34期～
	山本 隆弘	秋田弁護士会会長 弁護士	平成24年12月1日 40期～
	梅井 一彦	元 日本赤十字社秋田県支部 事務局長	令和2年12月1日 44期～
	堀井 潤	秋田県社会保険労務士会副会長 特定社会保険労務士、行政書士	令和2年12月1日 44期～
労働者委員	才村 泰彦	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	令和2年6月11日 43期～
	澤田 宏	運輸労連秋田県連合会 執行委員長	平成27年12月1日 41期～
	藤井 真悟	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長	平成28年8月5日 41期～
	加藤 忠浩	秋田県東北電力関連産業労働組合総連合 会長	令和元年11月28日 43期～
	高橋 美喜子	UAゼンセン秋田県支部 男女平等参画推進委員会委員長	平成30年12月1日 43期～
使用者委員	脇 正雄	一般社団法人秋田県経営者協会 専務理事	平成29年7月6日 42期～
	吉田 和枝	吉田興業株式会社 代表取締役社長	平成16年12月1日 36期～
	倉部 稲穂	日本精機株式会社 取締役会長	平成22年12月1日 39期～
	保坂 幸義	元 東北運輸株式会社 代表取締役社長	平成26年12月1日 41期～
	時田 祐司	時田電機工業株式会社 代表取締役社長	令和元年6月3日 43期～

退任委員

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区分	氏名	前職	退任年月日
公	嶋崎 真仁	秋田県立大学システム科学技術学部 准教授	令和2年11月30日
公	泉田 雅俊	日本公認会計士協会東北会秋田県会会長 公認会計士、税理士	令和2年11月30日
労	黒崎 保樹	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長	令和2年5月28日

第2節 秋田県労働委員会あっせん員候補者

令和3年4月20日現在

氏名	現職	委嘱年月日	備考
湊 貴美男	公益委員	平成12年12月1日	会長
赤坂 薫	公益委員	平成12年12月1日	会長代理
山本 隆弘	公益委員	平成24年12月3日	
梅井 一彦	公益委員	令和2年12月1日	
堀井 潤	公益委員	令和2年12月1日	
才村 泰彦	労働者委員	令和2年6月23日	
澤田 宏	労働者委員	平成27年12月15日	
藤井 真悟	労働者委員	平成28年8月23日	
加藤 忠浩	労働者委員	令和元年12月17日	
高橋 美喜子	労働者委員	平成30年12月3日	
脇 正雄	使用者委員	平成29年7月25日	
吉田 和枝	使用者委員	平成16年12月1日	
倉部 稲穂	使用者委員	平成22年12月7日	
保坂 幸義	使用者委員	平成26年12月1日	
時田 祐司	使用者委員	令和元年6月25日	
岡崎 佳治	事務局長	令和3年4月20日	
高橋 一満	審査調整課長	令和3年4月20日	

解任あっせん員

氏名	前職	解任年月日	備考
黒崎 保樹	労働者委員	令和2年6月23日	
嶋崎 真仁	公益委員	令和2年12月1日	
泉田 雅俊	公益委員	令和2年12月1日	
智田 邦英	事務局長	令和3年4月20日	
佐藤 功	審査調整課長	令和3年4月20日	

第3節 事務局職員

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されています。本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員12名です。(会計年度任用職員1名を除く。)

事務局長	——	審査調整課長	審査班 (4名) 調整班 (3名) 総務班 (兼務3名)	本務：監査委員事務局総務班

第2章 活動状況

第2章 活動状況

第1節 会議

1 総会

回	年 月 日	付 議 事 項 等
定 例 1062	2. 4. 21 (持ち回り 開催)	(1) 付議事項 ① あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) 報告事項 ① 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について (3) その他 ① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の課題について ② 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について ③ 秋田県における外部の労働者からの公益通報に関する取扱要綱について
定 例 1063	2. 5. 26	(1) 承認事項 ① 第1062回定例総会議事録について (2) 協議事項 ① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題について ② 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の課題について (3) 報告事項 ① 第673回公益委員会議の概要について ② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ③ 春闘全自交交渉状況について (4) その他 ① 令和2年度研修計画について

回	年 月 日	付 議 事 項 等
定 例 1064	2. 6. 23	<p>(1) 付議事項</p> <p>① あっせん員候補者の委嘱及び解任について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の課題等について</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>① 第674回公益委員会議の概要について</p> <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>(4) その他</p> <p>① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の議題の書面議決等について</p> <p>② 秋田県労働委員会あっせん員候補者名簿について</p>
定 例 1065	2. 7. 28	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の申請及び経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年(調)第1号事件 <p>② 集団労働関係紛争あっせん事件の申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年(調)第2号事件 <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>④ 6月議会における質疑応答について</p> <p>(2) その他</p> <p>① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題にかかる各道県委員の回答について</p>

回	年 月 日	付 議 事 項 等
定 例 1066	2. 8. 25	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催方法について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年(調)第2号事件 <p>② 第5回今後の労働委員会の在り方検討小委員会について</p> <p>③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 「個別労働紛争処理制度」周知月間の取り組みについて</p> <p>② 第44期秋田県労働委員会委員の辞令交付式について</p>
定 例 1067	2. 9. 29	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 集団労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年(調)第1号事件 <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 9月議会及び決算審査における質疑応答について</p>
定 例 1068	2. 10. 27	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題の回答集及び提案県総括について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 不当労働行為救済申立について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年(不)第1号事件 <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 第6回今後の労働委員会の在り方検討小委員会について</p> <p>④ 決算特別委員会における質疑事項について</p>

回	年月日	付 議 事 項 等
定 例 1069	2.11.24	(1) 報告事項 ① 不当労働行為救済申立事件の経過について ・ 令和2年(不)第1号事件 ② 第675回公益委員会議の概要について ③ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ④ 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について
臨 時 1070	2.12.1	(1) 付議事項 ① 会長の選挙について ② 会長代理の選挙について
臨 時 1071	2.12.1	(1) 付議事項 ① あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) その他 ① 各側幹事の選任について
定 例 1072	2.12.15	(1) 報告事項 ① 不当労働行為救済申立事件の経過について ・ 令和2年(不)第1号事件 ② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について ③ 12月議会における質疑応答について (2) その他 ① 研修の開催について ② 第76回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について

回	年月日	付議事項等
定例 1073	3. 1. 26	<p>(1) 協議事項</p> <p>① 第76回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>① 不当労働行為救済申立事件の経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年（不）第1号事件 <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について</p> <p>④ 「「労働委員会在り方検討」に係る継続検討体制の速やかな立ち上げの要望」について</p> <p>⑤ 秋田中央高校における出前講座について</p>
定例 1074	3. 2. 16	<p>(1) 報告事項</p> <p>① 個別労働関係紛争あっせん事件の申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年（個）第1号事件 <p>② 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>③ 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について</p> <p>④ 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>⑤ 今後の労働委員会在り方検討に係る継続検討体制等（吉田運営委員私案）の提出について</p> <p>(2) その他</p> <p>① 令和3年度諸会議の日程と出席委員について</p> <p>② 令和3年度総会の日程（案）について</p>

回	年月日	付議事項等
定例 1075	3. 3. 23	<p>(1) 付議事項</p> <p>① 「個別労働関係紛争のあっせんに関する要領」の一部改正について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>① 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に係る議題について</p> <p>② 令和3年度総会の日程(案)について</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>① 不当労働行為救済申立事件の終結について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年(不)第1号事件 <p>② 個別労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年(個)第1号事件 <p>③ 第676回公益委員会議及び第677回公益委員会議の概要について</p> <p>④ 労働関係調整法第37条に基づく争議行為の予告について</p> <p>⑤ 2月議会における質疑応答について</p> <p>(4) その他</p> <p>① 令和3年度諸会議の日程と出席委員について</p> <p>② 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>③ 研修委員会委員について</p> <p>④ 事務局職員の異動について</p>

2 公益委員会議

回	年月日	審 議 事 項
673	2. 4. 21 (持ち回り 開催)	(1)付議事項 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示について
674	2. 5. 26	(1)付議事項 労働組合の資格審査（労働者委員候補者推薦）について 秋労委令和2年（資審）第1号
675	2. 10. 27	(1)付議事項 ① 労働組合の資格審査（不当労働行為救済申立）について ・ 秋労委令和2年（資審）第2号 ② 労働組合の資格審査（労働者委員候補者推薦）について ・ 秋労委令和2年（資審）第3号 ・ 秋労委令和2年（資審）第4号
676	3. 2. 16	(1)付議事項 秋田県労働委員会事務局「審査事務処理要領」の一部改正について
677	3. 3. 23	(1)付議事項 秋田県労働委員会事務局「審査事務処理要領」の一部改正について (2)報告事項 ① 不当労働行為救済申立事件の終結について ・ 秋労委令和2年（不）第1号事件 ② 労働組合資格審査の打切りについて ・ 秋労委令和2年（資審）第2号

3 連絡会議

○ 全国会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
場 所 (愛媛県)

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

期 日 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
場 所 (愛媛県)

(3) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和2年11月19日(木)～20日(金)
新型コロナウイルス感染症対策のためWEB開催

場 所 (東京都)

議 事 厚生労働副大臣挨拶(ビデオレター)、運営委員長報告、事務局長報告

議 題 ① 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について
—経験又は見解の交流—
② 労働委員会におけるIT化に向けた取組等について
—経験又は見解の交流—
③ 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について
—経験又は見解の交流—

講 演 演題:「労使紛争の解決と労働委員会の役割」
講師:前中央労働委員会会長 山川隆一 氏

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和2年11月26日(木)
新型コロナウイルス感染症対策のためWEB開催

場 所 (東京都)

議 題 ① 調整業務の運営について
② 都道府県労働委員会事務局からの業務報告

講 演 演題：「同一労働同一賃金について」
講師：中央労働委員会会長代理 森戸英幸 氏

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和2年11月26日(木)
新型コロナウイルス感染症対策のためWEB開催

場 所 (東京都)

議 題 ① 新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について
② 今後の労働委員会の在り方検討について

○ ブロック会議開催状況

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日	令和2年6月5日（金）議決 新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催
場 所	（山形県）
議 題	① 第75回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について ② 令和元年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について ③ 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）について ④ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長及び副会長の選任について ⑤ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について ⑥ 令和3年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について ⑦ 令和元年（平成31年）取扱事件とその傾向及び特異事件について
研修課題	① 登録型派遣社員が加入した合同労組が申し入れた団体交渉における派遣先、派遣元の使用者性について ② 有期契約職員に係る解雇に関するあっせん事案への対応について

(2) 北海道及び東北六県労働委員会会長連絡会議

期 日	令和2年6月4日（木）議決 新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催
場 所	（山形県）
議 題	① 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長及び副会長の選任について ② 「北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会関係申合せ」の改正（案）について

(3) 北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議

期 日	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
場 所	（山形県）

(4) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

期 日 令和2年8月 新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催
場 所 (北海道)

- 研修議題 (1)
- ① 不当労働行為の救済申立て時と救済命令発出時で申立人が所属する労働組合が異なる場合の救済内容について
 - ② 第1回委員調査における期日設定及び申立人による答弁書への反論(準備書面)について
 - ③ 災害等の非常事態発生時における労働委員会の対応について
 - ④ 以前行われたあっせん内容が口外されているのではとの疑義が生じたあっせん申請について
 - ⑤ 労働局長があっせんではなく『調停』を行わせることとしている紛争の取扱いについて
 - ⑥ 行政執行法人職員、地方公営企業職員等からのあっせん申請について
 - ⑦ 複数の労委や労働局へ同時に個別あっせん申請書が提出された場合の対応について
- 研修議題 (2)
- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対応した総会・公益委員会・委員研修会等の開催について
 - ② 総会・公益委員会におけるWeb会議の開催について
 - ③ ワークルール出前講座の実施方法等について
 - ④ 不当労働行為救済申立事件命令発出時の公表について
 - ⑤ 審査事件における速記について
 - ⑥ 労働組合の資格審査において、資格要件を満たしていない場合の取扱いについて
 - ⑦ 委員による労働相談会の実施について

(5) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

期 日 令和2年10月 新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催
場 所 (秋田県)

- 研修課題
- ① 不当労働行為救済申立事件において被申立人が一切対応しない場合の労働委員会としての対応について
 - ② 職務上の能力不足を理由とした解雇に関するあっせん事案への対応について

4 研修

○ 委員研修

(1) 公労使委員合同研修

期 日 令和2年9月3日(木)
新型コロナウイルス感染症対策のためWEB開催
場 所 (東京都)

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

期 日 令和2年12月3日(木)
新型コロナウイルス感染症対策のためWEB開催
場 所 (東京都)

(3) 労使関係セミナー

期 日 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
場 所 (岩手県)

○ 事務局職員研修

(1) 事務局職員中央研修

期 日 令和2年12月～令和3年1月
新型コロナウイルス感染症対策のため電子媒体(DVD)視聴による
受講
場 所 (東京都)

(2) 事務局職員個別紛争専門研修

期 日 令和3年1月28日(木)～29日(金)
新型コロナウイルス感染症対策のためWEB開催
場 所 (東京都)

第2節 不当労働行為事件の審査

1 概要

令和2年度に係属した不当労働行為事件は、新規申立てが1件あった。

(1) 取扱状況

第1表 年度別不当労働行為事件取扱件数

(単位：件、%)

区分 年度	係属件数			終 結 件 数											繰 越		
	繰 越	新 規	計	取 下 ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					(イ)				
				取 下	無 関 与 和 解	関 与 和 解	計	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計	(ア) 救 済 率	終 結 計		終 結 率	
28																	
29		3	3					1				1	100	1	33		2
30	2		2			1	1			1		1	0	2	100		
元		1	1			1	1							1	100		
2		1	1			1	1							1	100		
計	—	5	—			3	3	1		1		2	50	5	100		—

(注)

$$(ア) \text{ 救済率} = \frac{(\text{全部救済} + \text{一部救済} \times 0.5)}{\text{命令・決定}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 終結率} = \frac{\text{終結件数}}{\text{係属件数}} \times 100$$

(注) (ア)、(イ)とも、小数点以下は切り捨てて表示している。

(2) 申立状況

平成28～令和2年度に係属した新規申立て事件の産業別・企業規模別の状況は、次のとおりである。

第2表 年度別業種別件数

(単位：件)

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	医 療 ・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業 務	公 務 他	そ の 他	計	
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他											
28																							
29											1		1						1				3
30																							
元																1							1
2														1									1
計											1		1	1		1			1				5

第3表 年度別企業規模申立件

(単位：件)

区分 年度	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人 以 上	計
28						
29	2		1			3
30						
元		1				1
2			1			1
計	2	1	2			5

(3) 審査状況

令和2年度に係属した事件の審査状況は、次のとおりである。

第4表 事件別審査状況一覧表

(単位：回、人)

事件番号	業 種	調査回数	審問回数	証人等数 (延べ)	備 考
2(不)1	宿泊業	4	0	0	終結
	計	4	0	0	

(4) 終結状況及び審査の期間の目標の達成状況

令和2年度に終結した事件は1件で、和解により終結した。

なお、当労働委員会では、平成17年から審査期間の目標を設定しているが(当初は1年6か月、現在は1年)、次のとおり目標を達成した。

第5表 終結事件一覧表

事件番号	業 種	申立日	終結日	所要日数	終結区分
2(不)1	宿泊業	2.10.2	3.3.2	152日	関与和解

第6表 年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	内 訳				総平均
	命令・決定	和 解 ・ 取 下			
		取 下	関与和解	無 関 与 和 解	
28					
29	(1) 242				(1) 242
30	(1) 548		(1) 157		(2) 352
元			(1) 156		(1) 156
2			(1) 152		(1) 152

(注) () は終結件数。総平均の端数(日数)は切り捨て。

2 不当労働行為事件の概要

不当労働行為事件一覧表

事件 番号	事件名 (業種)	申立人	被申立人	申立年月日	請求する救済の 内容	
令和 2年	1	Y法人不当労働行為救済申立事件 (宿泊業)	X組合	Y会社	2.10. 2	1 団体交渉応諾 2 文書揭示・交付

申立概要 (労働組合法第7条該当号)	調査	審問	終結概要			審査委員	備考
			年月日	処理日数	内容	参与委員	
<p>・会社は、組合の3度の団体交渉申入れに対して、コロナ禍の状況下で県外出張を禁止しているとして、電話若しくはテレビ会議又は秋田県外での開催に固執し、秋田県内での団体交渉に応じていない。</p> <p>(2)</p>	4	—	3. 3. 2	152	関与 和解	赤坂 泉田 (~2.11.30) 湊 (2.12.1~) 高橋 脇	

第3節 不当労働行為事件の再審査

1 概要

令和2年度に再審査事件として中央労働委員会に係属した事件はなかった。

第4節 行政訴訟

1 概要

令和2年度に行政訴訟事件として裁判所に係属したものはなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概要

令和2年度に係属した資格審査は、新規申請が4件であった。

その内訳は、不当労働行為救済申立てに係るものが1件、労働者委員候補者推薦に係るものが3件で、前者1件が打ち切りとなり、後者3件が適合決定により終結した。

第1表 年度別労働組合資格審査状況

(単位：件)

区分 年度	係 属			終 結				繰 越	補正勧告
	繰 越	新 規	計	取 下 打 切	適 合	不 適 合	計		
28		4	4		4		4		
29		4	4		2		2	2	
30	2	2	4	1	3		4		
元		3	3	1	2		3		
2		4	4	1	3		4		

第2表 年度別係属理由別審査状況

(単位：件)

区分 年度	委員推薦		不当労働行為		法人登記		総会決議		合計	
	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合	取扱計	適合
28	4	4							4	4
29			4	2					4	2
30	2	2	2	1					4	3
元	2	2	1						3	2
2	3	3	1						4	3

2 労働組合資格審査取扱一覧表

資格審査番号	申請年月日	申請理由	終結状況		備考
			年月日	内容	
令和2年(資審)第1号	2. 5. 12	労働者委員候補者推薦	2. 5. 26	適合	
令和2年(資審)第2号	2. 10. 2	不当労働行為救済申立	3. 3. 2	打切	
令和2年(資審)第3号	2. 10. 6	労働者委員候補者推薦	2. 10. 27	適合	
令和2年(資審)第4号	2. 10. 6	労働者委員候補者推薦	2. 10. 27	適合	

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく認定・告示

1 概要

令和2年度に係属した地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・告示の件数は、1件であった。

第7節 労働争議の調整等

1 調整事件

(1) 概要

令和2年度に取り扱った調整事件は、新規係属のあっせん事件が2件であり、最終状況は、解決が1件、打切が1件であった（第1表）。

調整事項としては、「諸手当その他賃金」などの経済的事項が3件、「解雇」の非経済的事項が2件であった（第2表）。

業種別では、「製造業」、「教育・学習支援業」が各1件であった（第3表）。

組合規模別では、組合員数「50～99人」、従業員数「30人未満」が各2件であった（第4表）。

申請者別では、いずれも労働者（労働組合）側からの申請であった（第5表）。

平均所要日数は65.0日で（第6表）、解決率は50%であった（第7表）。

第1表 調整事件取扱件数

(単位：件)

区分 年度	取扱総数			あっせん									調停 件数			仲裁 件数		
				件数			取扱結果（左の内訳）											
	繰 越	新 規	計	繰 越	新 規	小 計	不 開 始	移 管	取 下	解 決	打 切	繰 越	繰 越	新 規	小 計	繰 越	新 規	小 計
28		3	3		3	3				2		1						
29	1	2	3	1	2	3				1	2							
30		2	2		2	2					2							
元		1	1		1	1				1								
2		2	2		2	2				1	1							
計	1	10	11	1	10	11				5	5	1						

第2表 年度別調整事項件数（新規）

（単位：件）

調整事項 年度	経 済 的 事 項				非 経 済 的 事 項					計
	賃上げ	一時金	諸手当 その他 賃金	その他	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	配転・ 出向	その他	
28			1	1	1		2		1	6
29					1		1		3	5
30				1				1	3	5
元			1	1			1			3
2			2	1			2			5
計			4	4	2		6	1	7	24

（注）調整事項が複数にわたるものがあるため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	医 療 ・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	そ の 他										
28						1					1								1			3
29												1	1									2
30												1			1							2
元																			1			1
2						1									1							2
計						2					1	2	1		2				2			10

第4表 組合員及び企業規模別件数（新規）

（単位：件）

年 度	規模 区分	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	計
		28	組合員	1		1	1	
	従業員	3						3
29	組合員			2				2
	従業員	1					1	2
30	組合員			2				2
	従業員	1		1				2
元	組合員			1				1
	従業員	1						1
2	組合員			2				2
	従業員	2						2
計	組合員	1		8	1			10
	従業員	8		1			1	10

第5表 申請者別件数(新規) (単位：件)

年度	区分		
	使用者	労働者	双方
28		3	
29		2	
30		2	
元		1	
2		2	
計	0	10	0

第6表 平均所要日数 (単位：日)

年度	区分	
	あっせん	調停
28	78	
29	59	
30	86	
元	50	
2	65	

(注) 所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。

〔 不開始及び取り下げは除く。
繰越事件は、翌年度に計上する。 〕

第7表 解決率 (単位：%)

年度	区分	
	あっせん	調停
28	100	
29	33	
30	0	
元	100	
2	50	

(注)

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

(繰越事件は、翌年度に計上する。)

(2) 調整事件一覧表

調 整		事 件 名 (業 種)	申 請 者	申 請 年月日	調 整 事 項	調 整 員 指 名 年月日	終 結 年月日	所 要 日 数	終 結 区 分
番 号	区 分								
2-1	あっ せん	令和2年 (調)第1号 あっせん事件 (教育・学習 支援業)	労働 組合	2. 6.16	1 不当解雇に対す る謝罪、損害賠償 金及び慰謝料の支 払い 2 解雇予告手当の 支払い 3 自宅での労働に 対する賃金の支払 い	2. 7.8	2. 9.2	79日	解決
2-2	あっ せん	令和2年 (調)第2号 あっせん事件 (製造業)	労働 組合	2. 6.30	1 不当解雇に対す る損害賠償金及び 慰謝料の支払い 2 残存年次有給休 暇の買上げ	2. 7.13	2. 8.19	51日	打切

(注) 事件番号は、暦年で付している。

令和2年（調）第1号あっせん事件

申請 令和2年 6月16日(労働者)
終結 令和2年 9月 2日(解決)

1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
- (2) 使用者側 Y会社（教育・学習支援業）

2 調整事項

- (1) 不当解雇に対する謝罪、損害賠償金及び慰謝料の支払い
- (2) 解雇予告手当の支払い
- (3) 自宅での労働に対する賃金の支払い

3 調整員（あっせん員）

【公益】湊 貴美男 【労働者】藤井 真悟 【使用者】時田 祐司

4 調整開始に至るまでの経緯

労働者は、Y会社と1年の有期雇用契約を締結し、非常勤職員として勤務していた。契約期間が満了する月の下旬に、管理職Aから、契約を更新する旨の話があったが、新たな雇用契約を締結しないまま、翌月も数回勤務した。

その後、管理職Aから、「新たな雇用契約書を渡したい」との連絡があったが、数日後、再び管理職Aから「契約しないこととした」として、解雇理由等が記載された電子メールを受信した。労働者は当該解雇に納得できず、申請者である組合に加入した。

組合はY会社に対し、当該解雇は客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当とは認められないとして、謝罪及び損害賠償金等の支払いを求め、2回にわたり団体交渉を行ったが妥結に至らず、労働者側があっせんで申請した。

5 調整開始から終結に至るまでの経緯

令和2年	6月16日	労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査
	7月 3日	事務局職員による使用者側事前調査
	7月 8日	調整員（あっせん員）指名
	7月27日	第1回あっせん
	9月 2日	第2回あっせん
	同 日	解決で終結

【労働者側主張】

- ・ Y会社は、「組合員を解雇しておらず、解雇を前提とした要求には応じられない」と主張しているが、管理職Aから、「代表取締役も解雇について同じ考えである」とのメールを受信しており、解雇は行われている。
- ・ 組合員に対する外部からのクレームは、全体的に判断力に欠ける言いがかりで極端な捉え方である。クレームを理由に、事実確認や指導等を行わないまま一方的に解雇しており、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当と認められないため、謝罪及び損害賠償金等の支払いを求める。
- ・ 解雇予告手当及び自宅での労働に対する賃金の支払いを求める。

【使用者側主張】

- ・ 解雇する権限のない管理職Aが、契約しない旨のメールを組合員に送信しただけで、会社としては解雇しておらず、雇用は継続している。
- ・ 外部からクレームがあった際、管理職Aが組合員に対して指導を行ってきた。
- ・ 解雇をしていないので、謝罪や解雇予告手当、損害賠償金等の、解雇を前提とした要求には応じられない。
- ・ 自宅での労働については、○時間分を認めて支払っている。

【あっせんの概要】

あっせん員が、使用者側に対し、管理職Aが社内の手続を踏まずに解雇を独断で行ったのだとしても、対外的には解雇の無効を主張できず、会社としての責任が問われる点を指摘し、一方、労働者側に対し、要求している謝罪の方法についての問題点を指摘し、紛争解決に向け、具体的な解決条件の検討を求めた。

使用者側は解決金を支払うとの意向を示したが、労働者側が要求している金額とは開きがあったため、労働者側が持ち帰って検討することとなった。

2回目のあっせんでは、労働者側が解決金を受け入れるとの意向を示したうえで、組合員本人が、解雇に至る事実関係を確認したいとして、管理職Aとの対話を要望した。

これに対しあっせん員が、あっせんは事実関係を明らかにする場ではないこと等を挙げて、対話は困難であることを説明し、組合員の了承を得た。

そこであっせん員が、解決金の支払い等を内容とするあっせん案を双方に提示したところ、双方がこれを受諾し、本事件は解決で終結した。

令和2年（調）第2号あっせん事件

申請 令和2年 6月30日(労働者)
終結 令和2年 8月19日(打切)

1 当事者の概要

- (1) 労働者側 X労働組合
- (2) 使用者側 Y会社（製造業）

2 調整事項

- (1) 即時解雇で失った賃金相当額（逸失利益）の支払い
- (2) 慰謝料の支払い
- (3) 残存年次有給休暇の買上げ

3 調整員（あっせん員）

【公益】泉田 雅俊 【労働者】加藤 忠浩 【使用者】吉田 和枝

4 調整開始に至るまでの経緯

組合員は、上司としての立場から部下や後輩に対して注意を行っていたが、当該行為が会社の服務規律に違反していること、これまでの再三の注意にもかかわらず一向に改善が見られなかったことを理由に、Y会社を解雇された。

その後、X労働組合を通じて、逸失利益や慰謝料等の支払いを求め、2回の団体交渉を行われた。2回目の団体交渉において、使用者側から解決金の支払いによる和解の意向が示されたが、提示された金額を労働者側が受け入れず交渉が決裂した。

双方が労働委員会にあっせんを申し入れることで一致し、労働者側があっせんに申請した。

5 調整開始から終結に至るまでの経緯

令和2年 6月30日 労働者側からのあっせん申請、事務局職員による事前調査
7月 9日 事務局職員による使用者側事前調査
7月13日 調整員（あっせん員）指名
8月 6日 調整員（あっせん員）協議、第1回あっせん
8月19日 第2回あっせん
同 日 打切りで終結

【労働者側主張】

- ・ 上司としての立場から注意したことが、解雇するに足る理由とは考えられない。
- ・ 解雇に当たり何ら回避の努力を尽くしていない。
- ・ 解雇に伴う逸失利益及び慰謝料、並びに解雇時の残存年次有給休暇の買上げを求める。

【使用者側主張】

- ・ ハラスメント行為により職場環境を悪化させるなど、問題行動を繰り返していた。
- ・ 会社として、本人への度重なる注意や研修の受講など、改善を促してきたが一向に改善が見られなかった。
- ・ 解雇は有効と考えており、金額の要求に応じる必要は無いが、早期の紛争解決のため、解決金での和解を提案する。

【あっせんの概要】

第1回あっせんでは、あっせん員が、使用者側に対し、解雇に至る経緯として就業規則に沿った段階的な懲戒処分の必要性等を指摘し、一方、労働者側に対し、ハラスメントは受けた人がどう感じるかによって判断される場合があること、会社側が度重なる注意を実際に行ってきたこと等を指摘し、紛争解決に向け具体的な解決条件の検討を求めた。使用者側は早期の解決を強く望み、団体交渉時に提示していた解決金に上乗せした額の解決金を支払うとの意向を示したが、労働者側の提示した金額とは折り合わなかった。

第2回あっせんでは、使用者側が検討の結果、団体交渉時に提示した解決金以上の額は支払わない意向を新たに示し、あっせん員が双方の調整を図ったが合意に至らず、これ以上あっせんに継続しても解決の見込みがないと判断し、あっせんに打ち切った。

2 公益事業の争議行為予告及び実情調査

(1) 公益事業の争議行為予告

令和2年度の労調法第37条の規定に基づく争議行為予告件数は、中労委受付分37件、当労委受付分6件の合計43件であった。

これを業種別にみると、道路貨物、航空運輸などの運輸事業が25件（58.1%）と最も多く、次いで多いのが、医療又は公衆衛生事業の16件（37.2%）であった（第1表）。

争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項を要求内容とするものが37件（86.0%）、勤務評定反対などの非経済的事項が6件（14.0%）であった（第2表）。

(2) 実情調査

令和2年度に実施した公益事業に係る実情調査件数は、34件であった。

これを業種別にみると、運輸事業が16件（47.1%）、医療又は公衆衛生事業が同じく16件（47.1%）、その他が2件（5.9%）であった。

また、争議事項別にみると、賃上げ、一時金などの経済的事項に係るものが28件（82.4%）、解雇など非経済的事項に係るものが6件（17.6%）であった（第3表）。

なお、実際に争議行為を実施したのは延べ3組合であったが、保安要員を配置する等の対策を講じていたため、県民生活への影響はほとんどなかった。

3 公益事業以外の労働争議の実情調査

令和2年度に実施した公益事業以外の労働争議に係る実情調査件数は6件であった。

これらは、秋田市内のハイ・タク業6社の賃上げ等に係る労働争議について調査したものである（第4表）。

第1表 業種別争議行為予告件数

(単位:件)

業種 受付労委	予 告 件 数	運 輸 事 業						郵 電 便 気 又 通 は 信 事 業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は 公衆衛生事業	
		鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 事 衆 衛 生 業
中 労 委	37	4	4	7	8	2	25	1		1		9	1
秋 労 委	6											6	
計	43	4	4	7	8	2	25	1		1		15	1

第2表 争議事項別争議行為予告件数

(単位:件)

争議事項 受付労委	予 告 件 数	経 済 的 事 項							非 経 済 的 事 項				
		賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
中 労 委	37	23	1	7				31				6	6
秋 労 委	6	2		2	2			6					
計	43	25	1	9	2			37				6	6

第3表 争議行為予告に係る実情調査件数（公益事業関連）

（単位：件）

業種 争議事項	運輸事業						郵便 又通信 事業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は 公衆衛生事業		計	
	鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 事 衆 衛 生 業		
経済的 事項	賃上げ	3	2	5		1	11	1		1		6(2)	1	20(2)
	夏季一時金			1			1							1
	年末一時金			1			1					4(2)		5(2)
	年間一時金											2(2)		2(2)
	その他賃金													
	その他													
	計	3	2	7		1	13	1		1		12(6)	1	28(6)
非経済的 事項	団交促進													
	労働協約													
	解雇													
	配転・出向													
	その他	1	2				3					3		6
	計	1	2				3					3		6
合計	4	4	7		1	16	1		1		15(6)	1	34(6)	

（注）第1表・第2表において、予告件数43件のうち航空運輸業8件は、秋田県内に執行機関がない組合に係るものであるため、実情調査を行っていない。また、全国港湾労働組合連合会からの予告通知については、下部団体である全日本港湾労働組合からの予告通知に係る調査対象労働組合と同一であるため、実情調査を省略している。

なお、第3表における（ ）は、当労委の受付分(内数)である。

第4表 公益事業以外の労働争議の実情調査件数

事業	件数	要求事項	争議行為の形態
道路旅客運送業 (ハイ・タク業)	全自交秋田地連加盟 秋田市内タクシー 労働組合 6件	賃上げ	

4 労調法第37条に基づく公益事業に係る争議行為の予告状況一覧表

第1表 業種別予告件数

(単位：件)

年度	業種別 受付労委	予 告 件 数	運輸事業						郵便 又は 電気 通信 事業	水道、電気又は ガス供給事業			医療又は公 衆衛生事業	
			鉄 道 業	道 路 旅 客	道 路 貨 物	航 空 運 輸	そ の 他	小 計		水 道	電 気	ガ ス	医 療 業	公 衆 衛 生 事 業
28	中労委	64	4	4	16	26	2	52	3		1		8	
	秋労委	5											5	
	計	69	4	4	16	26	2	52	3		1		13	
29	中労委	59	4	4	16	22	2	48	3		1		7	
	秋労委	5											5	
	計	64	4	4	16	22	2	48	3		1		12	
30	中労委	56	4	4	16	18	2	44	2		1		9	
	秋労委	5											5	
	計	61	4	4	16	18	2	44	2		1		14	
元	中労委	48	3	5	7	21	1	37			1		9	1
	秋労委	4											4	
	計	52	3	5	7	21	1	37			1		13	1
2	中労委	37	4	4	7	8	2	25	1		1		9	1
	秋労委	6											6	
	計	43	4	4	7	8	2	25	1		1		15	1
計	中労委	264	19	21	62	95	9	206	9		5		42	2
	秋労委	25											25	
	計	289	19	21	62	95	9	206	9		5		67	2

第2表 争議事項別予告件数

(単位：件)

年度	争議事項 受付労委	予告 件 数	経済的事項						非経済的事項					
			賃 上 げ	夏 季 一 時 金	年 末 一 時 金	年 間 一 時 金	そ の 他 賃 金	そ の 他	小 計	団 交 促 進	労 働 協 約	解 雇	そ の 他	小 計
28	中労委	64	24	7	11	1			43		3	1	17	21
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	69	26	7	12	3			48		3	1	17	21
29	中労委	59	22	4	10	1			37		1	2	19	22
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	64	24	4	11	3			42		1	2	19	22
30	中労委	56	22	6	9				37			3	16	19
	秋労委	5	2		1	2			5					
	計	61	24	6	10	2			42			3	16	19
元	中労委	48	22	6	5				33			4	11	15
	秋労委	4	1		2	1			4					
	計	52	23	6	7	1			37			4	11	15
2	中労委	37	23	1	7				31				6	6
	秋労委	6	2		2	2			6					
	計	43	25	1	9	2			37				6	6
計	中労委	264	113	24	42	2			181		4	10	69	83
	秋労委	25	9		7	9			25					
	計	289	122	24	49	11			206		4	10	69	83

第8節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概要

令和2年度に取り扱った個別労働関係紛争のあっせん事件は、新規係属事件が1件であり、終結状況は、打切が1件であった（第1表）。

紛争内容別では、「経営又は人事」に関する事項が1件であった（第2表）。

業種別では、「医療・福祉」が1件であった（第3表）。

企業規模別では、従業員数「30人未満」が1件であった（第4表）。

申請者別では、労働者側からの申請が1件であった（第5表）。

平均所要日数は32.0日で（第6表）、解決に至った事件はなかった（第7表）。

第1表 個別労働関係紛争のあっせん事件取扱件数 (単位：件)

区分 年度	件数			内訳				
	繰越	新規	計	解決	打切	取下	不開始	繰越
23		13	13	3	7(4)	1	2	
24		2	2	1	1(1)			
25		6	6	2	4(2)			
26		5	5	2	2(1)	1		
27		3	3	1	1(1)			1
28	1	6	7		7(4)			
29		2	2	1	1(1)			
30		2	2		1		1	
元								
2		1	1		1(1)			
計	1	40	41	10	25(15)	2	3	1

(注) ()は、被申請者があっせんに参加しなかった件数(内数)

第2表 個別労働関係紛争のあっせん事件の紛争内容別件数（新規）（単位：件）

紛争内容		年 度					
		2 8	2 9	3 0	元	2	計
経営又は人事		3	1	2		1	7
ア	解雇	3		1		1	5
イ	配置転換、出向・転籍						
ウ	復職						
エ	懲戒処分						
オ	退職			1			1
カ	勤務延長、再雇用						
キ	その他経営又は人事		1				1
賃金等							
ク	賃金未払い						
ケ	賃金増額						
コ	賃金減額						
サ	一時金						
シ	退職一時金						
ス	解雇手当						
セ	休業手当						
ソ	諸手当						
タ	その他賃金						
チ	年金（企業年金・厚生年金等）						
労働条件等		1					1
ツ	労働契約						
テ	労働時間						
ト	休日・休暇						
ナ	年次有給休暇						
ニ	育児休業・介護休業						
ヌ	時間外労働						
ネ	安全・衛生						
ノ	福利厚生制度						
ハ	社会保険						
ヒ	労働保険	1					1
フ	その他の労働条件等						
職場の人間関係		3	1	1			5
ヘ	セクハラ						
ホ	パワハラ・嫌がらせ	3	1	1			5
その他				1			1
マ	その他			1			1
計		7	2	4		1	14

(注) 紛争内容が複数にわたる場合、該当する項目にそれぞれ計上するため、事件数とは一致しない。

第3表 業種別件数（新規）

（単位：件）

業種 年度	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製造業			電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業				卸 売 業 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	教 育 ・ 学 習 支 援 業	医 療 ・ 福 祉	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	計
				金 属 製 品	木 製 品	そ の 他			鉄 道 業	道 路 旅 客 業	道 路 貨 物 業	そ の 他										
28			2									2						2				6
29															1				1			2
30				1															1			2
元																						
2																1						1
計			2	1								2			1	1		4				11

第4表 企業規模別件数（新規）

（単位：件）

区分 年度	区分						計
	30人未満	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上	
28	2	1				3	6
29			1			1	2
30	1					1	2
元							
2	1						1
計	4	1	1			5	11

第5表 申請者別件数（新規）

（単位：件）

区分 年度	区分		
	使用者	労働者	双方
28		6	
29		2	
30	1	1	
元			
2		1	
計	1	10	

第6表 平均所要日数 (単位：日)

年度	所要日数
28	41
29	34
30	66
元	—
2	32

(注)所要日数は、申請日から終結までの日数である。端数は切り捨て。
 (不開始及び取下げは除く。)
 (繰越事件は、翌年度に計上する。)

第7表 解決率 (単位：%)

年度	解決率
28	0
29	50
30	0
元	—
2	0

(注)
$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打切件数}} \times 100$$

(繰越事件は、翌年度に計上する。)

2 個別労働関係紛争のあっせん事件一覧表

事 件 番 号	業 種	申 請 者 (人数)	申 請 年 月 日	あ っ せ ん 事 項	あ っ せ ん 員 指 名 年 月 日 あ っ せ ん 員
3 - 1	医療・福祉	労働者 (1名)	3. 2. 15	経済的損失と精神的苦痛に対する損害賠償	3. 2. 22 (公)山 本 (労)才 村 (使)倉 部

(注)・事件番号は、暦年で付している。

- ・「不開始」及び「取下」で終結した事件については、所要日数を算定していない。
- ・あっせんを行った事件については、あっせん回数とあっせん日を記載している。

労働者側の主張	使用者側の主張	終結年月日 終結区分	所 要 日 数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同僚従業員が会社に訴えたハラスメント行為については、身に覚えが無く、解雇は不当であると考えていることから、その損害を補償してもらいたい。 ・ 経済的損失及び精神的苦痛に対し、損害賠償を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメント等の問題行動があった。 ・ 注意や指導、担当替えなどを行いながら、こうした行為が収まってくれることを期待して長い目で見守ってきたが、一向に収まらず、解雇せざるを得なかった。 ・ 話し合いの余地は全く無く、また、金銭も一切支払うつもりは無い。 	3. 3.18 打 切 (不参加)	32日

第9節 労働委員会活性化に向けた取組

1 概要

人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化による競争激化に加え、働き方改革関連法の施行、新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇・雇止め増加などにより、労働を取り巻く環境は近年大きく変化している。こうした中で、労使紛争の未然防止や早期、円満な解決のために、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たしていけるよう、認知度を高めるなどの労働委員会活性化に向けた取組を行った。

2 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報・周知

10月を周知月間として、全国の労働委員会が制度の周知、広報を重点的に行っている。当委員会でも、次の活動を行った。

(1) テレビを活用した制度周知

○県政テレビ広報番組「あきたびじょんNEXT」の「NEXTインフォメーションコーナー」において、制度について周知を行った。

(2) 各市町村への周知依頼

○広報紙へ制度の掲載を依頼した。

○啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

(3) その他

○労働委員会ホームページで周知月間中の取組を告知した。

○各地域振興局に啓発用のポケットティッシュ及びポスターを送付し、制度周知への協力を依頼した。

○包括協定に基づき、県内の大手小売店にポスターの掲示を依頼した。

※例年実施している「街頭宣伝活動」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は実施していない。

3 年間を通じた広報・周知

(1) 出前講座の実施

○労使紛争を未然に防ぐため、就職・進学前の高校生を対象に、次のとおりワークルールに関する出前講座を実施した。

学校名 秋田県立秋田中央高等学校

期 日 令和3年1月22日（金）

受講者 3年生80名

演 題 「これから働き始めるみなさんへ ～安心して働くための基礎知識」

講 師 湊 貴美男 委員（公益委員）

[出前講座の様子]



(2) あきた県民手帳への掲載

○あきた県民手帳（2021年版）の「県民相談窓口」欄（40頁）に、連絡先（電話番号）等を掲載した。（令和2年10月31日発行）

4 研修

令和2年度研修計画に基づき、定例総会に合わせ次の研修を実施した。

○事例研究会の開催

北海道・東北ブロックの総会、研修会の事例議題を題材として、委員による意見発表、意見交換等を行った。

○講演会の開催

期 日 令和3年2月16日（火）

演 題 「パートタイム・有期雇用労働法について」

講 師 秋田労働局雇用環境・均等室長 石原 房子 氏

【表】

職場のトラブルでお悩みの 労働者、事業主のみなさまへ

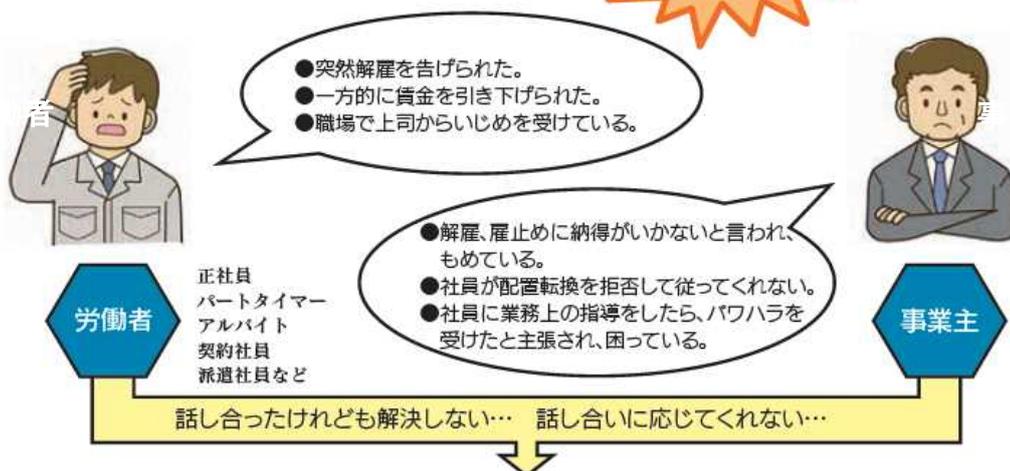
～「個別労働関係紛争あっせん」をご利用ください～



©2015秋田んだッチ

秋田県労働委員会では、労働者個人と事業主との間で発生した解雇や労働条件をめぐるトラブル(個別労働関係紛争)が双方の話し合いにより解決されるよう支援(あっせん)をしています。

◆たとえば、こんなことでお困りではありませんか？



◆このようなトラブルの解決には 「個別労働関係紛争あっせん」が便利です！

あっせんでは、当委員会の公益委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者等)各1名ずつのあっせん員が、労働者と事業主の双方から主張をお聞きし、専門的立場から助言等を行い歩み寄りを勧め、あっせん案(解決案)を提示して解決を図ります。

労働者・事業主
のどちらからでも
申請OK



利用無料
非公開・秘密厳守

公・労・使のあっせん員3名が円満な解決に向けてお手伝いします。

※労使間のものではない争い、裁判所など他の機関で係争中又は解決済みの労使紛争などは取り扱いません。

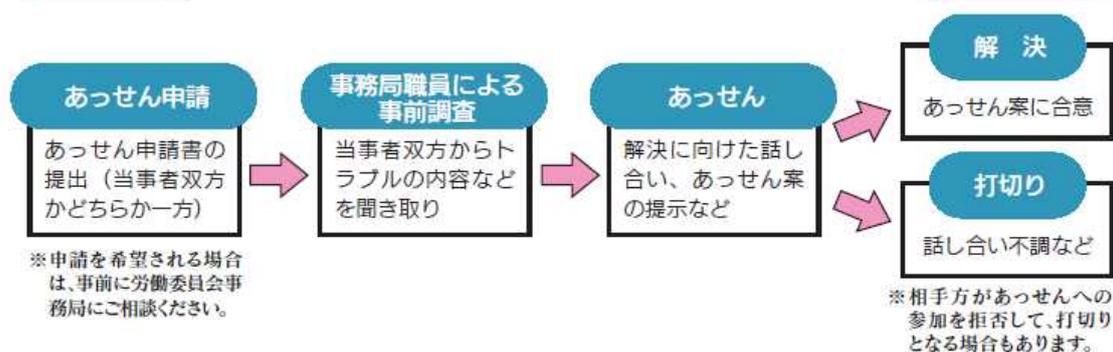
秋田県労働委員会事務局

裏面もご覧
ください。



©2015秋田んだッチ

あっせんのおおまかな流れ



あっせんの事例(解決例)

■解雇■

Aさんは、会社で受付事務を担当していましたが、社長から突然解雇予告を受けました。解雇理由は、日頃の勤務態度、遅刻、配置転換の拒否などでした。Aさんは、これらの解雇理由は事実ではない部分があり納得できないとして、あっせんに申請しました。
→ あっせんの結果、Aさんが解雇を受け入れる一方、会社がAさんに解決金を支払うことで解決しました。

■職場でのいじめ■

Bさんは、上司からささいな仕事上のミスを大声でとられるなどのいじめを受けた結果、精神的なダメージが蓄積し、医師から自宅療養を要すると診断されるほどの状況になり、やむを得ず退職しました。そこで、会社に経済的、精神的損害の補償を要求してあっせんに申請しました。
→ あっせんの結果、会社は上司の言動に対する対応の悪さや管理不足を認め、Bさんに解決金を支払うことで解決しました。

※これらの事例と同様のトラブルであっせんを行った場合でも、その結果が事例と同じになるとは限りません。



お問い合わせ、あっせん申請のご相談はこちらまでどうぞ

秋田県労働委員会事務局

審査調整課 調整班

秋田市山王四丁目1番2号

秋田地方総合庁舎4階

TEL:018-860-3284

FAX:018-860-3286

秋田県労委

検索



©2015秋田んだっチ

秋 田 県 労 働 委 員 会 年 報

令 和 2 年 度 （ 第 5 6 号 ）

令和3年5月発行

秋田県労働委員会事務局

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階

電話 018(860)3282（審査班） 3284（調整班）

F A X 018(860)3286

E-mail akiroi@pref.akita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.akita.lg.jp/akiroi/>



※この年報に掲載したデータは、断りのない限り令和2年度末現在のものである。